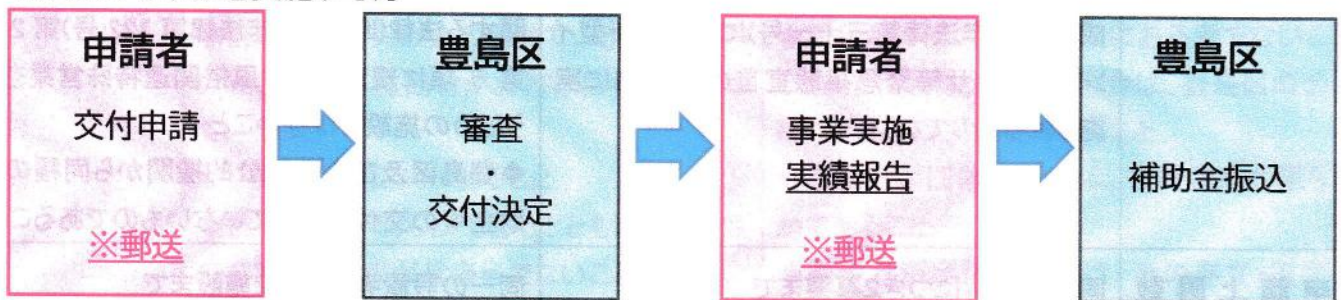


【申請の流れ】

○申請時点で既に事業が終了している方



○これから事業を実施する方



【申請の方法】

窓口での感染拡大防止のため、**郵送(レターパック、簡易書留など)での申請に限ります。**

【対策について】

以下の感染拡大防止ガイドライン等を参考に対策を実施してください。

- ・「業種別ガイドライン」…内閣官房 HP (<https://corona.go.jp>)
- ・「事業者向け東京都感染拡大防止ガイドライン～『新しい日常』の定着に向けて～」
…東京都防災 HP (<https://www.bousai.metro.tokyo.lg.jp/1007942/1007968.html>)

【豊島区感染拡大防止対策推進登録制度『ななま～るステッカー』について】

長期対策型の申請には、標記制度への登録が必要です。

詳しくは、豊島区 HP (<https://www.city.toshima.lg.jp/132/2006241543.html>) をご覧ください。

【問い合わせ先】文化観光課 観光交流グループ 電話:03-3981-1316(直通)



【補助金の申請・ご相談・問い合わせ先】

豊島区 文化商工部 文化デザイン課 補助金担当

〒171-8422 豊島区南池袋 2-45-1 本庁舎7階

電話:03-3981-1476(直通) ※様式のダウンロードは豊島区 HP をご覧ください。

<https://www.city.toshima.lg.jp/125/bunka/2011182024.html>

